

社団法人 山形県歯科技工士会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人山形県歯科技工士会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を山形市西田四丁目7番4号に置く。

(目 的)

第3条 本会は、歯科技工士の徳性を昂揚し、技術の向上発達を図り、歯科医業に寄与するとともに、地域社会福祉に貢献し、併せて会員の福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歯科技工士の徳性の昂揚に関する事業
- (2) 歯科技工技術の分野において、地域社会福祉の貢献に関する事業
- (3) 歯科技工に関する科学と技術の進歩開発に関する事業
- (4) 歯科技工士の教育及び補修に関する事業
- (5) 歯科技工資材の改良研究に関する事業
- (6) 会誌、会報その他の印刷物の発行に関する事業
- (7) 会員の福祉の増進に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するに必要な事業

第2章 会 員

(会員となる資格)

第5条 本会の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した歯科技工士の資格を有する個人で県内に居住し、又は就業する者。
- (2) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、前条第2号に規定する名誉会員はこの限りではない。

(退 会)

第7条 本会の会員は、退会しようとするときは、その旨を記載した書面を、会長に届け出なければならない。

2 本会の会員は、次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員が死亡したとき。
 - (2) 会費又は負担金を6ヶ月以上滞納し、かつ催告しても支払わないとき。
- 3 前項第2号の規定により退会した者が3ヶ月以内に未納金を支払ったときは、再入会したものとみなす。
- (除 名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 歯科技工士としての職務を汚した者
 - (2) 本会の対面を汚した者
 - (3) 本会の綱紀を乱した者
 - (4) 会員たる義務を怠った者
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定により除名したとき、会長はその旨を本人に通知する。

(会 費)

第9条 正会員は、総会において別に定める会費及び負担金を納入しなければならない。

- 2 正会員が病気のため3ヶ月以上療養を要する場合において医師の診断書を添え会費免除の申請書を提出したときは、理事会においてその会費及び負担金を免除することができる。

(拋出金品の不返還)

第10条 退会し、又は免除された会員が既に納付した会費及び負担金は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種別および選任)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 5人
 - (3) 理事 18人以上20人以内(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む)
 - (4) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
- 3 理事のうち会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事の互選により選出する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、理事会で定めた順位により、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長の指示を受けて会務を掌理し、会長及び副会長ともに事故あるときは、その職務を代理し、ともに欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 常務理事は、会長の指示を受けてその担当事務を掌理して専務理事を補佐する。
- 5 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 6 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条の職務を行う。
- 7 名誉会長は、総会に出席して、意見を述べることができる。

（任期）

第13条 役員は、任期は、2年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

（欠員）

第14条 役員に欠員が生じたときは、第11条の規定により補欠選挙をしなければならない。

（退任後の義務）

第15条 役員は辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬）

第16条 役員は、無報酬とする。ただし、常任理事はこの限りではない。

（解任）

第17条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において総会員の4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。

（顧問）

第18条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

- 2 顧問及び相談役は、会長の諮問に答え、会長の承諾を得て、本会のあらゆる会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第19条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第4章 会 議

第1節 総 会

（種別）

第20条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

（構成）

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第22条 総会、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認

- (3) 予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担
- (4) その他法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第23条 定時総会は、毎年1回4月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上若しくは、監事からの会議の目的たる事項を示して請求のあったとき開催する。

(招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開催の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

(議長)

第25条 総会の議長、副議長は、その総会において出席正会員の中から選任する。

(定足数)

第26条 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決する。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のために、会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前2条の規定の適用については、前項の規定により書面をもって表決し、又は表決を委任した正会員は、当該総会に出席したものとみなす。

第2節 理事会

(種別)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款に規定するもののほか次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の立案
- (2) 事業計画の執行
- (3) 予算案、決算書及び事業報告書の作成
- (4) その他、法人の業務執行事項で総会の承認を要しない程度の事項

(開催)

第31条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時場所を示して、10日前までに文書で通知しなければならない。

ただし、緊急の場合には、その期間を短縮することができる。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数、議決、書面表決等)

第34条 理事会には第26条、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合、「会員」とあり、及び「正会員」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

第5章 議 事 録

第35条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員の数又は理事（会長及び副会長を含む。）の氏名（書面表決者または表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席正会員または理事のなかからその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次の掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 負担金
- (3) 寄付金品
- (4) 刊行物による収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、理事会の議決に基づいて会長が管理する。

(予算および決算)

第38条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会及び総会の議決を得なければならない。

2 本会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、財産目録を添えて、監事の監査を経て、毎年度終了後1ヶ月以内に理事会及び総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第39条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第40条 本会の定款は、総会において、正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、山形県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第41条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項に規定する事由により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、山形県知事の許可を得て、本会の類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(定款執行規定)

第42条 この定款の執行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

1 この定款は、山形県知事の設立の許可があった日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、第11条第2項の規定にかかわらず、下記のとおりとし、その任期は第13条第1項本文の規定にかかわらず、昭和58年6月4日までとする。

3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第22条第1号及び第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。

4 本会の設立当初の会計年度は、第39条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和59年3月31日までとする。

附 則

この規則は、昭和58年5月26日から施行する。